

令和7年度（補正予算）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」等に係る補助事業者（執行団体）の公募について【公募要領】

令和7年11月28日
地球環境局
地域脱炭素推進審議官G
環境再生・資源循環局
水・大気環境局

環境省では、令和7年度（補正予算）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」等の交付の決定を受けて補助金交付事務を行う事業者（執行団体）を公募します。

応募方法その他留意点はこの公募要領に記載するとおりですので、応募される方は熟読してください。

※ 補助金の交付を受けて事業を実施する事業者（間接補助事業者）の公募は、執行団体の選定後、別途実施します。

公募要領目次

- I. 令和7年度（補正予算）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」等に係る補助事業者（執行団体）の公募について
 1. 補助金の目的
 2. 定義
 3. 補助金の内容
 4. 補助事業者の採択
 5. 採択における評価項目
 6. 応募の方法
- II. 留意事項等について
 1. 基本的な事項
 2. 補助金の交付
 3. 補助事業の完了
 4. 補助対象経費
 5. 留意点

I. 令和7年度（補正予算）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」等に係る補助事業者（執行団体）の公募について

- ※ 本公募は、令和7年度補正予算成立後において、事業を円滑に開始できるよう成立前に実施するものです。当該補助事業は予算成立が前提であり、かつ、今後内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承ください。
- ※ 本公募では、複数の事業を同時に公募するため、各事業の内容については、環境省ホームページに掲載される事業ごとの資料を参照してください。
(URL : <http://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/koubo.html>)

1. 補助金の目的

この補助金は、令和7年度補正予算「二酸化炭素排出対策事業費等補助金」、「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金」、「地域脱炭素推進事業費補助金」及び「環境配慮行動普及促進事業費補助金」を財源として給付金を交付する事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費を補助することにより、各事業の交付要綱等で定める事業目的の達成に資することを目的としています。

2. 定義

本公募における用語の定義は、以下のとおりです。

- ① 間接補助事業
各事業の交付要綱等で定める事業をいいます。
- ② 間接補助事業者
間接補助事業を行う者をいいます。
- ③ 補助事業
間接補助事業者に対して間接補助事業に要する経費を補助する事業及び当該事業に必要な事務をいいます。
- ④ 補助事業者
補助事業を行う者（執行団体）をいいます。
- ⑤ 補助金
本公募の対象である「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」、「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金」、「地域脱炭素推進事業費補助金」及び「環境配慮行動普及促進事業費補助金」をいいます。
- ⑥ 間接補助金
補助事業者が国から交付を受けた補助金を財源として、間接補助事業者に対して交付する補助金をいいます。

3. 補助金の内容

（1）公募対象事業の一覧

本公募で対象となる各補助事業の予算額及び事務費（補助事業の事務を行うために必要な経費）の上限額については、別紙「令和7年度（補正予算）「二酸化炭素排出抑制対

策事業費等補助金」等に係る間接補助事業公募対象一覧表」(以下「公募対象一覧表」という。)のとおりです。

(2) 補助事業者

非営利型法人(一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人等)のうちから、補助事業ごとに1法人を補助事業者として採択します(採択の詳細については4.を参照。)

補助事業をコンソーシアム形式(補助事業を複数の事業者と共同して実施すること)により申請する場合には、代表者を決め、その代表者が応募申請書を提出してください。(ただし、代表者は補助事業の全ての業務を他の者に実施させることはできません。)なお、共同して補助事業を実施する者(共同実施者)は、代表者と同じく非営利型法人を原則とします。

(3) 補助事業の期間

原則として令和8年3月31日まで(単年度)となります。

ただし、「公募対象事業一覧表」のうち、以下の事業については、国庫債務負担行為による事業のため補助事業の期間が異なります。

No.10「商用車等の電動化促進事業(トラック)」の一部については、令和10年3月31日まで(3箇年度)となります。

No.11「商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス)」の一部については、令和10年3月31日まで(3箇年度)となります。

No.13「ゼロエミッション船等の建造促進事業」については、令和12年3月31日まで(5箇年度)となります。

なお、事業の計画・進捗等を踏まえ、必要がある場合は、環境省において財政当局に対し予算の繰越手続きを行う予定です。

(4) 補助事業の経理等

補助事業に関する経理については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。また、帳簿及び全ての証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、保存しておかなければなりません。

環境省は、補助事業実施期間中に、補助事業の執行に要する経費について補助事業者に対する検査を実施することとしており、補助事業の一部を第三者に委託(コンソーシアム形式、外注又は再委託)して実施する場合、当該実施者に対しても環境省が直接検査を行うことがあります。

(5) 概算払

補助金のうち概算払をすることができる経費は、次に掲げるものとし、支払時期については環境省と協議の上、請求できるものとします。ただし、概算払に当たっては財政当局との協議を要するため、必ずしも希望に添えない場合があります。

① 事業費

間接補助事業者に対して支払う間接補助金として必要な額

② 事務費

事務に要する費用の支払に必要な額

(6) 間接補助事業の指導監督

補助事業者は、間接補助事業者が行う間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に環境大臣に報告するものとします。

また、補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、環境大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとします。

(7) その他

(1) から (6) に掲げた事項を含め、交付要綱及び実施要領において、補助事業及び間接補助事業の詳細について定めますので、必ず交付要綱等に従って補助事業を遂行してください。また、交付決定後の補助事業に係る具体的な経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」(平成28年4月環境省大臣官房会計課)に基本的事項を記載しておりますので、補助事業を開始される際にあらかじめ内容を確認してください。

○環境省所管の補助金等に係る事務処理手引

URL : https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_03.html

4. 補助事業者の採択

一般公募を行い、採択します。応募者より提出された応募書類について、書面審査及び複数の外部有識者等で構成された評価委員会による審査を行います。

評価委員会は、書面審査を通過した応募書類について、「令和7年度(補正予算)「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」等に係る補助事業者(執行団体)応募書類審査の手順について」(別添1)及び「令和7年度(補正予算)「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」等に係る補助事業者(執行団体)応募書類審査基準及び採点表」(別添2)に基づき厳正に審査を行い、補助事業者を採択します。なお、採択に当たり、評価委員会での指摘事項等を踏まえて、補助事業の実施に関する条件を付すことや、事業実施計画書の内容の変更を指示することがあります。

5. 採択における評価項目

補助事業者の採択における評価項目は、評価委員会での審査を総合的に評価するものします。なお、応募内容について評価委員会において応募者よりヒアリングを行う場合があります。

6. 応募の方法

(1) 応募方法

本公募では、補助金申請システム「jGrants」(Ⅱ. 5 (5) 参照) にて応募を受け付けます。補助事業者に係る応募に必要な書類を、公募期間内に jGrants より環境省に提出してください(書面による提出は不要)。

※複数の事業に応募される場合には、事業ごとに応募してください。

※jGrants を利用するには、「gBizID プライム」の取得が必要です。

※jGrants 操作方法：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

画面上部「申請の流れ」タブ>「事業者クイックマニュアル」をご確認ください。

(2) 公募期間

令和7年11月28日(金)～令和7年12月15日(月)

(3) 応募に必要な書類及び提出方法

① 応募に必要な書類

・応募申請書【様式1】

・事業実施計画書【様式2】

法人の定款、法人の概要が分かる説明資料、過去2決算期の事業報告及び決算報告※を添付してください。

※申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、補助事業を行う年度の事業計画(案)及び収支予算(案)、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する事業報告及び決算報告を提出してください。

・事務費用内訳【様式3】

様式に従い、補助事業に関する事務を行うために要する費用の見込みを記載してください。

② 提出方法

①に示す様式1～3及び添付資料について、jGrantsにより提出してください。提出する電子データは、(a)様式1～様式3をPDF化してひとつのファイルに統合したファイル及び(b)様式1～3のword(docxやdoc形式)又はexcel形式のデータの両方としてください(jGrantsの都合上、提出できる容量は1ファイル当たり16MBを目安としてください)。提出後、jGrantsから受領の通知がされます。

なお、添付書類である法人の定款等については、それぞれPDFファイル等により電子化の上、jGrantsにより合わせて提出してください。

応募書類のデータ容量が大きい等の理由でjGrantsでの提出ができない場合には、別途(5)に記載する連絡先に相談してください。

(ファイル提出例)

- ・様式1～3 応募申請書・事業実施計画書・事務費用内訳.pdf
- ・様式1 応募申請書.doc
- ・様式2 事業実施計画書.doc
- ・様式3 事務費用内訳.xlsx
- ・添付1 法人の定款

- ・添付2 法人概要
- ・添付3 事業報告・決算報告

(4) 説明会

補助事業に係る説明会は開催しません。質問がある場合は、「(5) 公募に関する質問の受付及び回答」に従い、質問してください。

(5) 公募に関する質問の受付及び回答

質問事項については、公募期間中随時受け付けます。

○受付先

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階
環境省地球環境局地球温暖化対策課特別会計執行係
E-Mail : TOKUKAI@env. go. jp

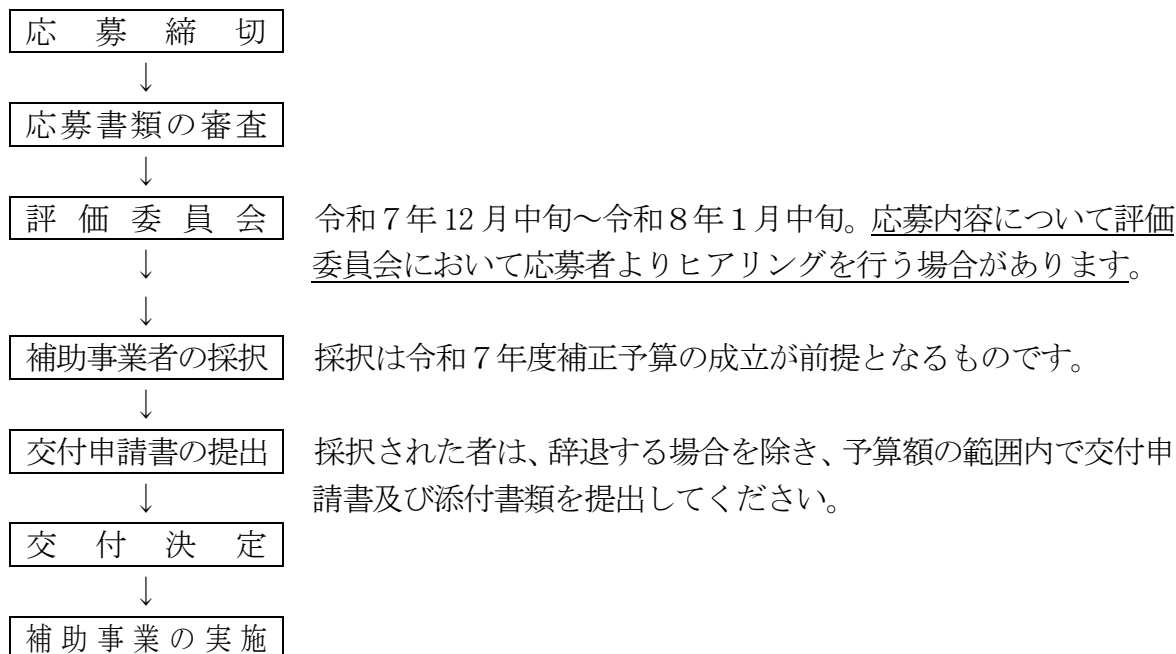
○受付方法

電子メールにて受け付けます（電話、来訪等による問合せには対応しません。）。電子メールの件名は、「令和7年度（補正予算）補助事業者（執行団体）の公募に関する質問」としてください。回答は、公募期間中、メールをお送りいただいたメールアドレスに対して随時行います。

(6) 応募書類提出後のスケジュール

応募書類提出後のスケジュールの概略は以下のとおりです。

書面審査を通過した者を評価するため、評価委員会を開催します。



Ⅱ. 留意事項等について

1. 基本的な事項

補助金については、令和7年度補正予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、交付要綱、実施要領、公募要領及び環境省所管の補助金等に係る事務処理手引に定めるところによることとします。

2. 補助金の交付

（1）交付申請

採択された補助事業者は、令和7年度補正予算が成立した場合、補助金の交付申請書を環境大臣あて提出していただきます（申請手続等は各事業の交付要綱を参照願います。）。

（2）交付決定

環境大臣は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

（3）事業の開始

補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に事業を開始することが可能となります。

補助金交付決定日以前に契約等を行った経費は、原則として補助金交付の対象外となります。

3. 補助事業の完了

補助事業を完了したときは、当該事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を環境大臣あて提出していただきます。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費については、下表のとおりですが、事業ごとに補助対象経費が異なる場合がありますので必ず交付要綱等を参照してください。

1. 区分	2. 補助対象経費	3. 補助率
事業費	間接補助事業に要する経費	定額
事務費	報酬、人件費、社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、使用料及賃借料、会議費、役務費、委託料及び租税公課並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費 ※補助事業の実施に直接必要と判断し難い消耗品費（例：新聞・雑誌等の定期購読、日用品等）は補助対象となりません。	定額

※執行団体としての補助金交付事務について、全部若しくはその主たる部分（事務費の区分欄の合計額の50%を超えるものいう）を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。再委託等を含めた合計額が50%を超える場合には、環境大臣の承認が必要となります。

※執行団体としての補助金交付事務について、一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施できる場合は、本公募の応募の際に実施体制として明示されているものに限り、なお、実施に関する契約を締結し、補助事業の履行体制を遅滞なく環境大臣に報告するとともに、公表しなければなりません。

※環境省は、補助事業の執行に要する経費について検査を実施します。補助事業の一部を第三者に委託する場合（コンソーシアム形式、外注又は再委託）、当該実施者に対しても環境省が直接検査を行う場合があります。

5. 留意点

（1）応募書類の取扱い

提出された応募書類は、応募者に返却いたしません。また応募者に無断で、環境省において応募書類の審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

（2）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」等により実施した事業の評価検証等の実施

環境省では、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」等により実施した事業の二酸化炭素削減効果の評価検証等を実施しており、その実施に当たって必要となる資料等の提供や協力を求める場合があります。

（3）補助事業終了後の対応について

補助事業終了後においても会計検査院が実地検査に入ることがあるため、適切に対応していただく必要があります。

また、間接補助事業者が取得した財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに間接補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他環境大臣が定める財産については、間接補助事業者に対して取得財産等管理台帳を作成させ、補助事業者に提出させると共に、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、補助事業者の承認手続きを経ることなく、間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行うことはできません。このため、補助事業者は、間接補助事業者に対する指導や、当該承認手続きを確実に実施させることなど、補助事業終了後においても発生する事務に対応していただく必要があります。

（4）行政手続きコストの削減について

規制改革推進会議行政手続部会の取りまとめを踏まえ、環境省の行政手続コスト（事業

者の作業時間)削減にかかる「基本計画」における取組を進めるため、特に間接補助事業者の公募、交付決定時の手続コスト削減に努めてください。

○環境省「行政手続コスト」削減のための基本計画

URL : <http://www.env.go.jp/other/costsakugen/index.html>

(5) 補助金申請システム (jGrants) の利用について

デジタル庁において、補助金申請システム (「jGrants」) が運用されています。昨年の秋の行政事業レビューにおいて、事業者への迅速かつ効率的な給付を可能にするため、国の既存の給付システムや民間の新たなデジタル技術の積極的な活用を検討するよう、とりまとめられています。また、令和6年6月18日に開催されたデジタル行政財政改革会議のとりまとめ2024にて、2025年度から全補助金でオンライン申請が原則と位置づけられていることから、間接補助事業者への間接補助金の交付に当たっては、原則 jGrants を利用し交付手続きを行うことが必要となります。

(6) その他

上記のほか、必要な事項は各事業の交付要綱及び実施要領に定めます。

大臣官房総合環境政策統括官／大臣官房地域脱炭素推進審議官
／地球環境局長／水・大気環境局長／環境再生・資源循環局長
※応募する事業の担当局長等を選択し、記載してください。

【様式1】

令和 年 月 日

環境省 殿

令和7年度（補正予算）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（●●●●事業）」に係る補助事業者（執行団体）応募申請書

※上記補助金名は、No. 2「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等」及びNo. 9「「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業」は「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等」と、No. 10「商用車等の電動化促進事業（トラック）」、No. 11「商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）」、No. 12「商用車等の電動化促進事業（建設機械）」及びNo. 13「ゼロエミッション船等の建造促進事業」は「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金」としてください。

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 事業実施計画書（様式2）
2. 事務費用内訳（様式3）
3. 法人の定款
4. 法人の概要が分かる説明資料（法人概要パンフレット）
5. 過去2決算期の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）

（応募者に関する情報）

申請者	法人番号	
	法人名称	
	代表者役職・氏名	
	住所	
共同実施者	法人番号	
	法人名称	
	代表者役職・氏名	
	住所	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号（代表・直通）	

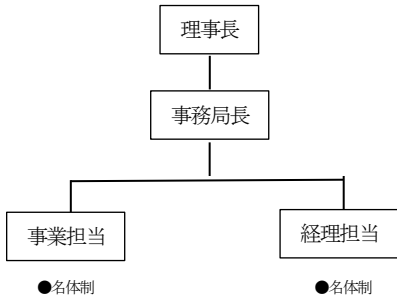
	E-mail	
--	--------	--

※コンソーシアム形式により応募する場合は、共同実施者の情報を記載してください。

事業実施計画書

法人について	
法人名	
所在地	
設立	年 月 日
役員等	※代表者と理事全員（他の肩書きがある場合はそれを含めて記載してください。国家公務員経験のある方については最終官職名を明示してください。）
法人の目的	
主な活動	
年間の収支予算	※収入・支出の規模とその項目（別紙でも可）
職員数	※提出日時点の職員数（常勤・非常勤含む）を記載してください。
法人の種類	※非営利型一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人等の法人の種類を記載してください。
決算公告の状況	※直近の決算公告の公告状況及び公告方法について記載してください。
法人の環境マネジメントシステム等取得状況	※ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無を記載してください。
組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等）の有無を記載してください。 ※有の場合は認定等の名称及び認定等の取得日を記載してください。
過去5年間の会計検査院からの指摘状況	※会計検査院より不適切な会計経理の処理等の指摘を受けたことがある場合には、指摘を受けた年月日を記載してください。
概算払希望有無	※補助事業者として選定された後、補助金の概算払を希望するかを記載してください。また、初回の支払希望時期（●月頃）を記載してください。

1. 補助事業の実施	
1. (1) 補助事業の実施方針	※応募しようとする事業の交付見込件数等に基づき補助事業の具体的な実施方針を記載してください。 ※間接補助事業者の募集方法、申請方法及び審査・採択方法について実施方針を記載してください。 ※間接補助金交付先の審査に係る審査項目・内容等に関する信頼性の確保手順等（審査書類の作成手順、チェック体制等）について具体的に記載してください。 ※事業実施の年間スケジュール（公募/採択/交付手続きの一覧の流れをスケジュールとして記載してください。別紙にしても構いません。交付決定後、速やかに公募が開始できるようスケジュールを作成してください。） ※過去に間接補助金の執行団体として間接補助金の交付事務の実績がある場合にはそれらを踏まえつつ上記の内容を記載してください（執行団体は環境省からの補助金に限定しません）。
1. (2) 間接補助事業の指導監督を実施するための方針	※間接補助事業者を採択後、間接補助事業の指導監督の方法についての具体的な取組内容を記載してください。 ※間接補助事業者への完了検査の実施方針について、実施の方針を具体的に記載してください（過去の実績がある場合には、具体的な完了検査の実施件数などを記載してください）。 ※過年度に交付した間接補助事業についても監査等を行うことがありますので、指導監督の具体的な取組内容の記載に当たってはこの点も留意して記載してください。 ※過去に間接補助金の執行団体として間接補助金の交付事務の実績がある場合にはそれらを踏まえつつ上記の内容を記載してください（執行団体は環境省からの補助金に限定しません）。
1. (3) 補助事業の交付事務の効率化の取組	※補助事業の実施に当たっての事務の効率化の方法について「環境省行政コスト削減計画」を踏まえて、執行団体内での取組、間接補助金の交付に当たっての取組をそれぞれ記載してください。 https://www.env.go.jp/other/costsakugen/pdf/mat4-2.pdf ○特に、今後、手続きの電子化が推進されることが想定されることから、執行団体内の電子化対応への取組や応募・申請書類の重複排除、申請項目の簡素化などを検討し記載してください。

2. 実施体制と事務費用の適正性	
2. (1) 補助事業に関する事務を適切に行うための体制	※補助事業の実施体制が明らかとなるように体制図により明示した上で、補助事業の実施に係る役割分担を具体的に記載してください（従事する人数は必ず記載してください。また、兼務の場合は、見込みの従事比率(エフォート率)を記載してください）。 ※補助事業をコンソーシアム形式によって実施する場合は、代表者を決めていただくとともに、共同実施者の体制も含めて記載をしてください。 ※コンソーシアム形式、外注又は再委託が含まれる場合には、実施に係る役割分担を具体的に記載するとともに、応募者が主たる部分を実施していることが明らかになるよう記載してください。 ※具体的に予定している者がいる場合は、氏名及びその者が適当な理由についても記載してください。また、従事者を今後配置する場合には配置方針等を記載してください。 ※複数の間接補助事業を実施する予定がある場合、兼務の状況が分かるように記載をしてください。 ※環境省では補助事業実施期間中に執行団体への監査を行っています。これらの監査（会計検査院への受検対応も含む）への対応に係る体制や方針について記載してください。 (記載例)  <pre> graph TD A[理事長] --> B[事務局長] B --> C[事業担当] B --> D[経理担当] C --- E[●名体制] D --- F[●名体制] </pre>
2. (2) 補助事業を行うに当たっての法令遵守及び情報セキュリティを確保するための体制	※法令遵守、情報セキュリティ及び個人情報保護の体制等を記載してください。 ※個人情報保護や情報セキュリティに関する規程が整備されている場合には、その名称及び制定年月を記載してください。

2. (3) 補助事業に関する事務を行うために要する費用の合理性	※本項目では、補助事業に関する事務を行うために要する費用について、様式3に記載した費目ごとに積算の考え方を記載してください。その際、効率的・経済的に執行する方策について明らかになるように記載をしてください。 ※内訳については、様式2に記載してください。
3. 法人の業務実績	
	※令和2年度以降に間接補助金の執行団体として間接補助金の交付事務の実績がある場合には内容（省庁名、年度、補助事業名等）を記載してください（環境省からの補助金に限定しません）。

事務費用内訳

(単位：円)

必要経費の項目	経費の見積額
(記載例) 【人件費】 人件費	事務局長 x, xxx, xxx 円 × ●名 = x, xxx, xxx 円 事業担当 x, xxx, xxx 円 × ●名 = x, xxx, xxx 円 経理担当 x, xxx, xxx 円 × ●名 = x, xxx, xxx 円 計 xx, xxx, xxx 円
【業務費】 諸謝金	審査委員会 xx, xxx 円 × ●名 = xxx, xxx 円 計 xxx, xxx 円
旅費	公募説明会 xx, xxx 円 × ●名 = xxx, xxx 円 現地調査 xx, xxx 円 × ●名 = xxx, xxx 円 計 xxx, xxx 円
消耗品費	消耗品費 xx, xxx 円 × ●式 = xxx, xxx 円
印刷製本費	印刷製本費 xx, xxx 円 × ●式 = xxx, xxx 円
通信運搬費	通信運搬費 xx, xxx 円 × ●式 = xxx, xxx 円
光熱水料	光熱水料 xx, xxx 円 × ●式 = xxx, xxx 円
使用料及賃借料	事務所家賃 xxx, xxx 円/月 × 12ヶ月 = x, xxx, xxx 円 ※事務所賃料を計上する場合には、m2あたり単価を記載してください。
会議費	会議費 xx, xxx 円 × ●式 = xxx, xxx 円
役務費	役務費 xx, xxx 円 × ●式 = xxx, xxx 円
その他必要な経費	※事業の性質上、特に必要となる経費はその他必要な経費に具体的に計上してください。
※様式2はエクセルにより作成していただいて構いません。 ※補助事業をコンソーシアム形式によって実施する場合は、共同実施の経費は委託費として計上し、委託費の内訳を様式2に準じて作成してください。 ※委託費を計上する場合、事務費の総額の50%を超えることはできません。	
合計額	xx, xxx, xxx 円 (事務比率●%・再委託比率●%) ※2

※1 必要となるすべての事務費用（補助事業に関する事務を行うために要する費用）について記載してください。なお、3（3）に示す国庫債務負担行為による事業については、複数年度にわたる総額及び年度ごとの内訳をそれぞれ作成してください。

※2 I 3.（1）に示す上限を超えている場合は、評価点を0点とします。

令和7年度（補正予算）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」等に係る補助事業者（執行団体）応募書類審査の手順について

1. 評価委員会による審査

有識者及び環境省職員により構成する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」等に係る評価委員会において、提出された応募書類の内容について審査を行う。なお、評価委員会は非公開とする。

2. 応募書類の審査方法

(1) 評価委員会委員は、「令和7年度（補正予算）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」等に係る補助事業者（執行団体）応募書類審査基準及び採点表」（別添2）に基づき、以下の採点基準で採点する。

【採点基準】

＜配点＞	＜10点＞	＜20点＞
・ A（優れている）	10点	20点
・ B（やや優れている）	8点	16点
・ C（普通）	6点	12点
・ D（やや劣る）	4点	8点
・ E（劣る）	0点	0点

(2) (1) の委員ごとの採点結果を合計した後、出席委員数で除して平均点を求め、その点数が最も高い者を補助事業者として採択する。

(3) 複数の応募者の(2)で算出した平均点が同点の場合、次の①から⑤の順で採択する補助事業者を選定する。

- ① 「A」の数が多い者
- ② 「A」の数が同数の場合は、「B」の数が多い者
- ③ 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い者
- ④ 「C」の数も同数の場合は、「D」の数が多い者
- ⑤ 「D」の数も同数の場合は、委員の多数決により採択

(4) 応募者が一者の場合、(2)で算出した平均点が60点以上であれば補助事業者として採択することができる。

(別添2)

令和7年度（補正予算）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」等に係る補助
事業者（執行団体）応募書類審査基準及び採点表

委員名		応募者	
審査 項目	審査基準	配点	得点
1 補助事業の実施			
(1)	補助事業の実施方針は事業遂行に当たって適切か。	10 点	点
(2)	間接補助事業の指導監督を実施するための方針は適切であるか。	10 点	点
(3)	補助事業の交付事務の効率化の取組は適切か。	10 点	点
2 実施体制と事務費用の適正性			
(1)	補助事業を適切に行うために必要かつ適正な体制が整えられているか。	20 点	点
(2)	補助事業実施に当たり、法令遵守及び情報セキュリティを確保するために必要かつ適正な体制を整えられるか。	10 点	点
(3)	補助事業に関する事務を行うために要する費用は適正かつ合理的か。 事務費の上限にかかわらず、総額が低い方が高配点とする。	20 点	点
3 法人の業務実績			
	執行団体としての実施実績は豊富か等。	20 点	点
合 計		100 点	点

【採点基準】

＜配点＞	＜10点＞	＜20点＞
・ A（優れている）	10点	20点
・ B（やや優れている）	8点	16点
・ C（普通）	6点	12点
・ D（やや劣る）	4点	8点
・ E（劣る）	0点	0点

令和 7 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等に係る間接補助事業公募対象一覧表

No	補助金名	事業名	事業費 (千円)	事務費 (千円)	事務費の率	間接補助金の交付見込み件数	担当課室	【参考】令和7年度当初予算事業	
1	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業	550,000	50,000	8.33%	1. 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援：約25件 2. 再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援：約10件	地域脱炭素推進審議官G 地域脱炭素政策調整担当参事官室	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大導入のための計画づくり支援事業	
2	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 地域脱炭素推進事業費補助金	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等	3,837,000	163,000	4.08%	防災・減災に資する再生可能エネルギー設備・熱利用設備及びコジェネレーションシステム並びにそれらの附帯設備（蓄電池、自営線等）等を導入する事業：約160件	地域脱炭素推進審議官G 地域脱炭素事業推進課	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	
3	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業	4,250,309	249,691	5.55%	1. ストレージバリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業：約140件 2. 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業：約30件 3. 離島の脱炭素化推進事業：約2件 4. 新手法による電力融通モデル創出事業：約4件	地球環境局 地球温暖化対策事業室	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業	
4	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	地域共生を目指したデータセンター脱炭素化設備導入支援事業	1,850,000	150,000	7.50%	地域共生を目指したデータセンター脱炭素化設備導入支援事業：約10件	地球環境局 地球温暖化対策事業室	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業	
5	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	既存住宅の断熱リフォーム支援事業	918,000	82,000	8.20%	1. 戸建住宅：約40件 2. 集合住宅：約5,400件	地球環境局 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室	住宅のZEH・省CO2化促進事業（うち断熱リフォーム支援事業）	
6	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業	4,547,333	252,667	5.26%	1. ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業：約50件 2. ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業：約15件 3. 水インフラにおける脱炭素化推進事業：約10件 4. 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業：約50件 5. サステナブル倉庫モデル促進事業：約5件	地球環境局 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業	
7	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）	3,315,000	185,000	5.29%	1. 省CO2型システムへの改修支援事業：約130件 2. DX型CO2削減対策実行支援事業：約10件	地球環境局 地球温暖化対策事業室	脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）	
8	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業	2,900,000	100,000	3.33%	1. 省CO2型プラスチック資源循環設備への補助：約20件 2. 金属・再エネ関連製品・ベース素材等の省CO2型資源循環高度化設備への補助：約5件	環境再生・資源循環局 容器包装・プラスチック資源循環室／資源循環ビジネス推進室	プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業	
9	環境配慮行動普及促進事業費補助金 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業	415,000	35,000	7.78%	1. プロジェクト支援（一般会計分）：約6件 2. プロジェクト支援（エネルギー対策特別会計分）：約3件	地球環境局 デコ活応援隊（脱炭素ライフスタイル推進室）	「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業	
10	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金	商用車等の電動化促進事業（トラック）	【単年度分】	17,500,000	300,000	1.69%	約4,200件 （約8,400台）	水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室	商用車等の電動化促進事業（トラック）（令和6年度補正）
			【国庫債務負担行為分】総額	1,970,000	30,000	1.50%			
			うち令和7年度	0					
			うち令和8年度	0					
			うち令和9年度	2,000,000					
11	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金	商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）	【単年度分】	10,500,000	200,000	1.87%	約700件 （約1,400台）	水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室	商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）（令和6年度補正）
			【国庫債務負担行為分】総額	3,930,000	70,000	1.75%			
			うち令和7年度	0					
			うち令和8年度	0					
			うち令和9年度	4,000,000					
12	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金	商用車等の電動化促進事業（建設機械）	1,390,309	109,691	7.31%	約350件 （約700台）	水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室	商用車等の電動化促進事業（建設機械）（令和6年度補正）	
13	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金	ゼロエミッション船等の建造促進事業	【国庫債務負担行為分】総額	14,700,000	300,000	2.00%	1. 大企業：約5件 2. 中小企業：約5件	水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室	ゼロエミッション船等の建造促進事業
			うち令和7年度	982,000	18,000	1.80%			
			うち令和8年度	0					
			うち令和9年度	3,000,000					
			うち令和10年度	4,000,000					
			うち令和11年度	7,000,000					

※ 国庫債務負担行為の事業について、令和 8 年度以降の各年度の事務費は、事務費総額の範囲内で最終的には環境省担当官と調整の上で決定する。

J Grantsによる執行団体応募の流れ

- 本年度以降、執行団体の募集は、J Grantsを用いて行います
- J Grantsによる応募を行うには、G Biz IDを取得する必要があります

1 G Biz ID取得



以下のサイトからG Biz IDプライムを取得してください。
※G Biz IDエントリーではjGrantsが利用できません
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

G Biz IDプライム

- ✓ 法人代表者、個人事業主向け
 - ✓ 2つの申請方法を提供
 - ・ 書類郵送申請（書類審査/発行約1週間）
 - ・ オンライン申請（最速即日発行）
- ※オンライン申請にはマイナンバーカードとスマートフォンが必要となります。

2 J Grantsへのログイン



①で取得したIDでJ Grantsにログインします。



3 事業検索、応募

J Grantsへのログイン後、「補助金を探す」から、事業を検索して、申請してください。



申請における留意事項

- J Grantsを用いて応募するにあたっての留意事項を共有します

申請完了後のJ Grantsからの通知について

- J Grantsでの申請後、以下のようなメールが届きます。申請内容は、メール内のURLをクリックすることで確認できます

タイトル：補助金申請が提出されました（「補助金名」）
本文：
こちらはjGrants事務局です。

下記の申請が「申請済み」になりました。

ー 以下、申請内容に関する情報が記載されています ー

申請後の申請状況について

- J Grantsの仕様上、環境省内で手続きが進んでも、申請一覧の「申請状況」は「申請済み」から変わりません。申請に係る確認事項がある場合、環境省から別途ご連絡いたします

作成済みの申請 ※下書き中の申請は下表のリンクから申請してください。

申請	申請状況	申請完了日時	通知文書（文面）	通知文書添付ファイル	申請番号	下書き消却
応募申請フォーム	申請済み	2024年11月19日 12:00				

申請履歴の事業名について

- 申請後、申請履歴の事業名が「（タイトルなし）」と表示されますが、問題ありません。一覧に表示されれば申請は完了しています

申請履歴

5件中 1 件目～ 5 件目を表示

事業	補助金	手続き	事業開始日	事業終了日
（タイトルなし）		交付申請_手続き1		